




犯罪被害者の方々のための 刑事裁判案内



茨城県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 いばらき被害者支援センター

—はじめに—
このパンフレットは、刑事裁判にかかわる被害者や
そのご遺族・ご家族のために作成しました。

(公社)いばらき被害者支援センター

C O N T E N T S

目次

裁判所の種類と三審制 3

刑事手続きの流れ 4

法廷の様子 5

傍聴についての注意 6

刑事裁判の流れ 7

少年事件の流れ 8

被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要 12

損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度 13

裁判員の参加する刑事裁判 14

高等裁判所について 16

法廷で使われる裁判用語 17

被害者支援のための一般的制度 18

MEMO 22

茨城県内の裁判所 23

被害者相談窓口 24

裁判所の種類と三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

ここでは、第一審の裁判について説明します。

地方裁判所

単独制（裁判官1名）または合議制（裁判官3名）

（裁判員裁判は裁判官3名と裁判員6名）

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取扱います。

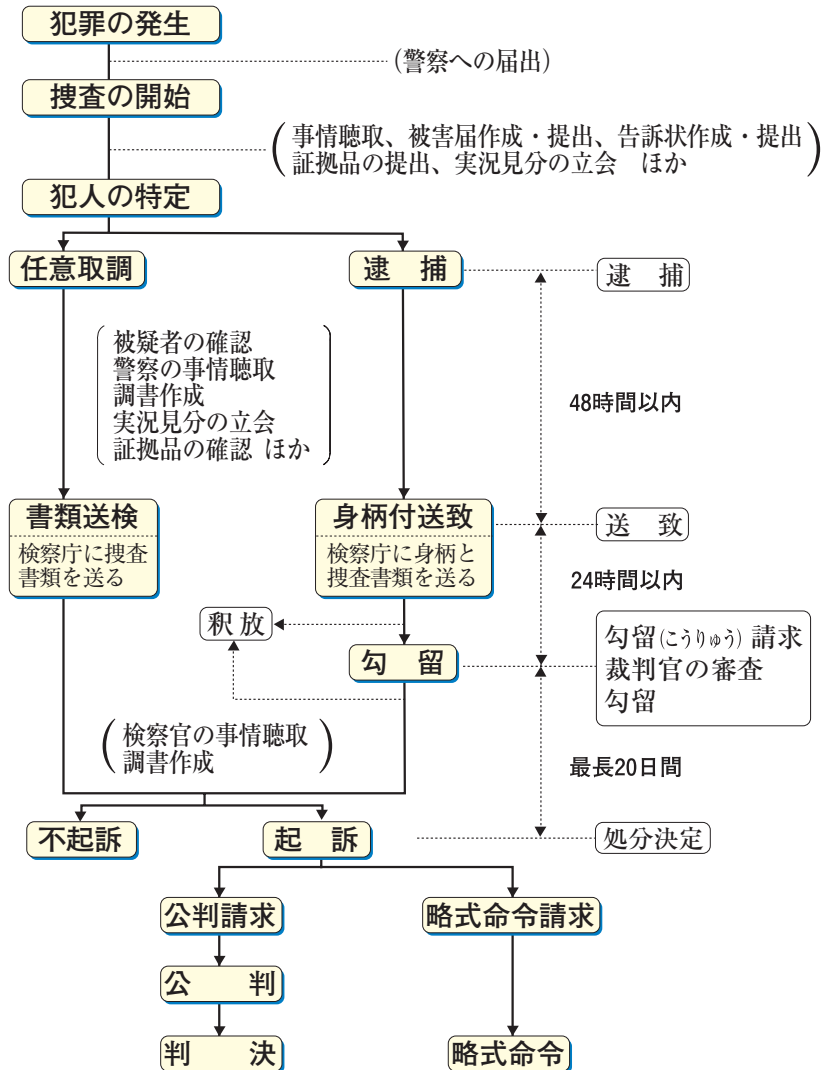
簡易裁判所

争いとなっている金額が比較的小額の民事事件と比較的軽い刑事事件のほか、民事調停も取扱います。

家庭裁判所

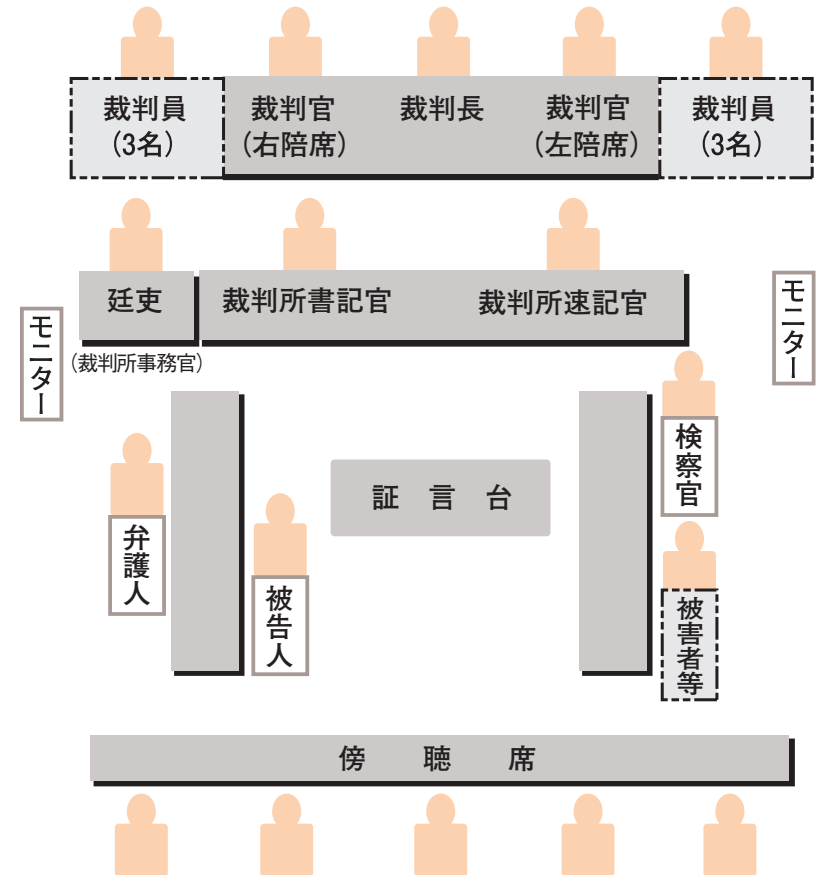
家事事件、少年事件、人事訴訟事件などを取り扱います。

刑事手続きの流れ



※ 犯人が少年（20歳未満）の場合、少年審判手続等による場合があり、成人の場合と手続きに違いがあります。

法廷の様子（合議制）



- ※ 法廷内の配置は、裁判所により異なります。
- ※ 一人の裁判官が裁判する場合を「単独制」、複数の裁判官が協議して裁判する場合を「合議制」といいます。
- ※ []内は裁判員制度、被害者参加制度の場合を示します。

傍聴についての注意

1. 傍聴人は、裁判官の命令及び裁判官の命を受けた裁判所職員の指示に従わなければなりません。
2. 傍聴人は次のことを守らなければなりません。
 - (1) 服装をととのえ、特に、たすき、はちまき、ゼッケン、腕章（裁判所交付のものを除く）その他これらに類するものをつけないこと。
 - (2) 危険物、拡声器、旗、棒、大きな荷物、その他禁止された物を持ち込まないこと。
 - (3) 演説、発言、拍手など騒がしい言動をしないこと。
 - (4) 開廷中みだりに自分の席を離れたり、新聞や本を読んだり、喫煙や飲食したりしないこと
 - (5) 許可を受けずに写真やビデオをうつしたり、録音や放送したりなどしないこと。
 - (6) 携帯電話のスイッチを切ること。
3. 以上のことを守らないときは、入廷を禁止され、退廷を命ぜられ、または処罰されることがあります。

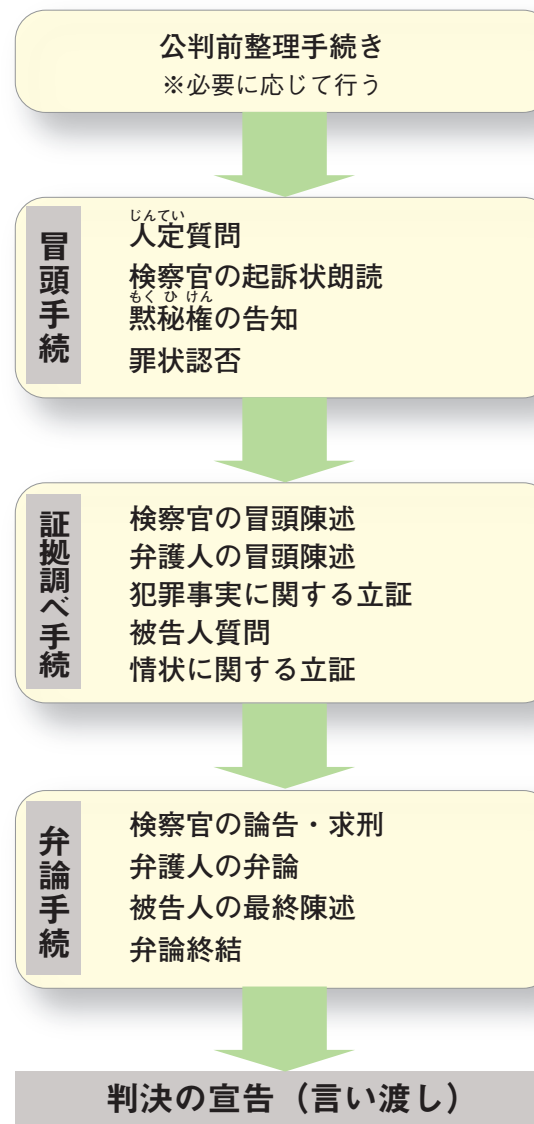
- ※ 入廷時に、ドアのノックや、挨拶はいりません。
- ※ 傍聴中、法廷内への出入りは自由です。途中、退席しても、また入廷することができます。
- ※ 法廷内でのメモは、自由にできます。次回公判の日時等大切なことは、支援員がメモしています。
- ※ 何かご要望がありましたら、担当の支援員にご遠慮なくお申し出ください。
- ※ 後日、何かご質問、ご要望などがありましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

(公社)いばらき被害者支援センター事務局

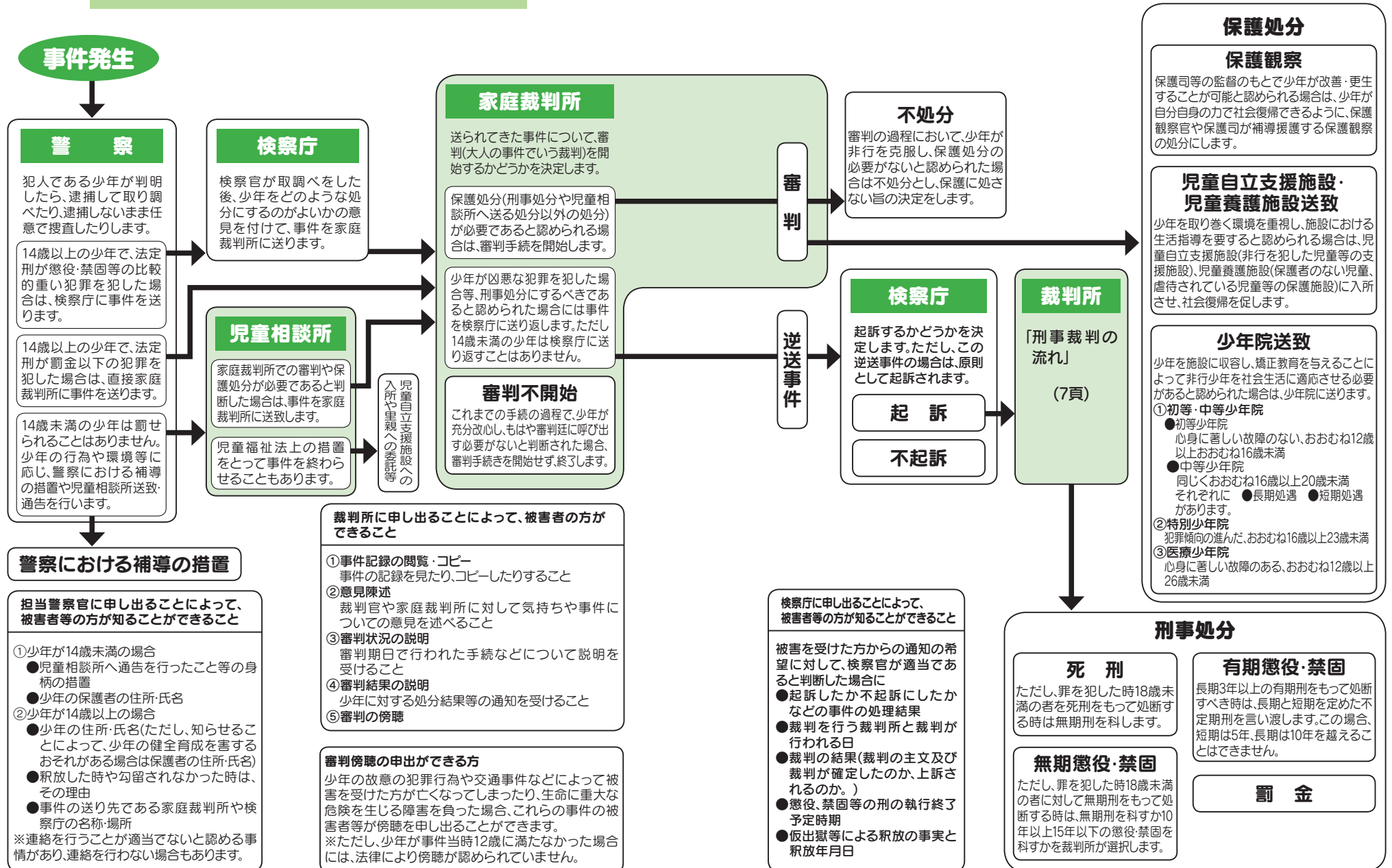
受付時間 月～金 午前10時～午後4時

電話 029-232-2738

刑事裁判の流れ



少年事件の流れ



公判前整理（こうはんぜんせいり）手続き

刑事裁判を迅速化するために、検察官、弁護士・被告人、裁判所が集い法廷で実際の裁判が始まる前に行います。検察官、弁護士・被告人、裁判所が証拠について検討し、検察官、弁護士・被告人がそれぞれどのような主張をするか、どのような日程で公判を進めるかについて決めます。

人定質問（じんていしつもん）

裁判官が法廷にいる人物が被告人に間違いはないかどうか確認します。被告人に氏名・生年月日・住所・本籍・職業等がたずねられます。

検察官の起訴状朗読（きそじょうろうどく）

検察官が被告人の犯した行為と、それがどんな犯罪になるかを述べます。

黙秘権の告知（もくひけんのこくち）

裁判官から被告人に対して「質問に答えなくてもよい権利があること、法廷で話したことは全て証拠となること」が告げられます。

罪状認否（ざいじょうにんぴ）

被告人側（被告人と弁護士）が、起訴事実を認めるかどうかを述べます。

検察官の冒頭陳述（ぼうとうちんじゅつ）

検察官が事件のあらまし（犯行に及んだ動機・原因、犯罪が行われた日時・場所・方法、被告人の経歴や前科など）や立証の方針を述べます。

弁護人の冒頭陳述

被告人側の主張について弁護人が冒頭陳述を行います。

犯罪事実に関する立証

まずは検察官から証拠書類、証拠品、証人などが申請されます（証拠調べ請求）。申請のあったものについて、それを裁判官が調べるかどうか決定します。この際、裁判官が被告人・弁護人の意見（同意・不同意）を聞くことが義務付けられています。

同様に被告人・弁護士からの証拠調べ請求がなされ、流れは検察官のときと同じです。

裁判官により証拠の採用が決定されてから、証拠調べを行います。その方式は、書証の朗読、証拠物の展示、証人への尋問などです。

被告人質問

検察官、弁護士、裁判官が被告人に質問します。

情状（じょうじょう）に関する立証

少しでも刑を軽くするために、被告人により情状を強調します（示談書、嘆願書等。身内などの情状証人）。

検察官の論告・求刑（ろんこく・きゅうけい）

検察官が、事実や量刑についての意見を述べます。

弁護人の弁論

弁護人が、事実や量刑についての意見を述べます。

被告人の最終陳述（さいしゅうちんじゅつ）

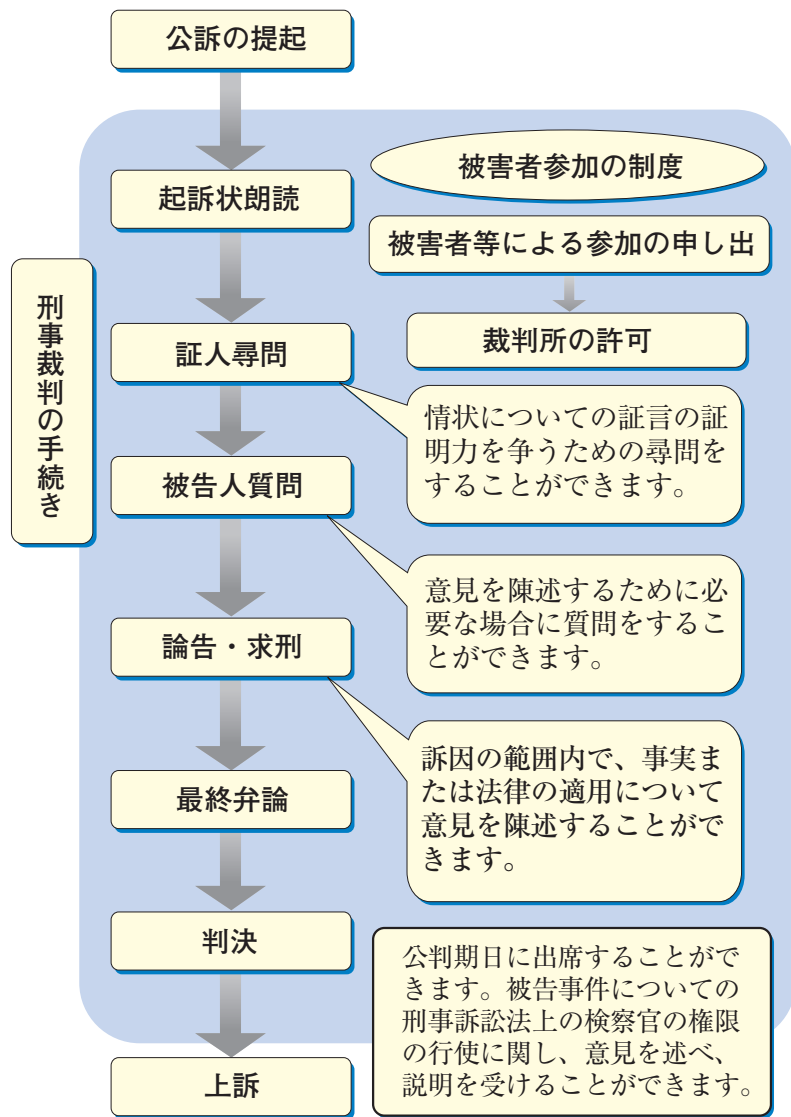
被告人に意見を述べる機会が与えられます。

弁論終結（べんろんしゅうけつ）

結審（けっしん）ともいいます。判決の期日が伝えられます。

被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要

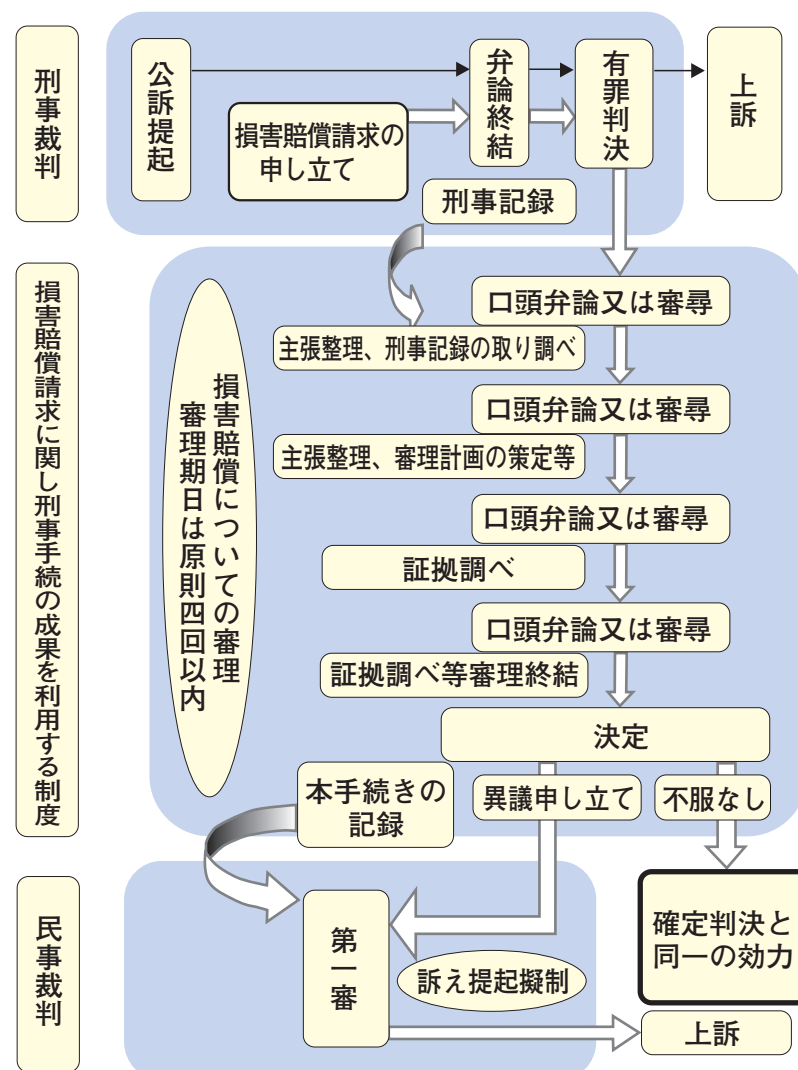
(平成 20 年 12 月 1 日施行)



参考文献／渡辺咲子著「刑事訴訟法講義（第5版）」

損害賠償請求に関し 刑事手続きの成果を利用する制度

(平成 20 年 12 月 1 日施行)



参考文献／渡辺咲子著「刑事訴訟法講義（第5版）」

裁判員の参加する刑事裁判

主な項目	通常の刑事裁判	裁判員の参加する刑事裁判
該当裁判	全般	P13 参照
争点	事件で真に争いとなっているところ（争点）のほかに、事件に至る経緯や事件後の状況等や事実関係についても広く審理の対象とされることがありました。	【争点を絞ってコンパクトに】 公判前整理手続において争点はどこかを明確にした上で、争点に絞ったメリハリのある審理を行います。そうすることで、裁判員の争点についての判断をしやすくなります。
証拠	たくさんの証拠が取り調べられていました。	【証拠の量を減らす】 争点の判断に不可欠な証拠に絞って取り調べが行われることになりました。
証拠調べ	証拠の多くが書類であり、裁判官がこうした書類を読み込んで理解していました。	【書証中心の証拠調べの見直し】 法廷での審理で見たり聞いたりすることによって理解できるようにします。例えば、実際に法廷に証人に来てもらい、直接その人の口から証言してもらうというやり方が増えると思われます。
審理期間	ごく一部ではありますが、審理の回数が多く、その間隔も開いているため、裁判が長期化する事件もありました。	【審理期間の大幅な短縮】 事前に審理の予定をきちんと定めて、審理の回数を限定し、かつ、裁判をできるだけ連日行うことにより、裁判に要する期間が格段に短くなります。

裁判員

一般国民から選ばれた方で、裁判官と一緒に公判に立会い、証拠調べ、証人や被告人に対する質問を行います。その後、裁判官とともに「被告人は、有罪か無罪か」「有罪の場合、どのような刑にするか（量刑）」の評議・評決に参加します。

書記官

裁判の記録や書類の作成・保管をし、裁判官の命を受けて、法令や判例の調査、資料集めなどを補助します。

速記官

証言などの記録をします（裁判によっては、立ち会わないこともあります。）

廷吏（ていり）（裁判所事務官）

裁判官の指示に従い、法廷内の整理などを行います。具体的には証人の出頭の確認、書類の受け渡し、証人の宣誓の補助、傍聴人の不適当な行為の制止、法廷外との連絡等を担当します。

裁判員制度の対象となる代表的な事件

- ・ 殺人
- ・ 強盗致死傷
- ・ 強姦致死傷
- ・ 傷害致死
- ・ 危険運転致死
- ・ 現住建造物等放火
- ・ 身代金目的誘拐
- ・ 保護責任者遺棄致死

高等裁判所について

高等裁判所は、日本の8か所の大都市（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）に置かれているほか、6か所の都市に支部が設けられています。また、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられています。

高等裁判所は、高等裁判所長官及び判事によって組織されています。高等裁判所長官は、内閣によって任命され、天皇の認証を受けます。

高等裁判所は、地方裁判所若しくは家庭裁判所の判決または簡易裁判所の刑事の判決に対する控訴、地方裁判所の民事の第二審判決に対する上告及び簡易裁判所の民事の判決に対する飛躍上告、地方裁判所または家庭裁判所の決定に対する抗告について裁判権を持っています。そのほか、高等裁判所は、選挙に関する行政訴訟、内乱罪等に関する刑事事件について、第一審裁判権を持っており、東京高等裁判所は、さらに、公正取引委員会や特許庁のような準司法的機関の審決に対する取消訴訟について、第一審裁判権を持っています。

知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、特許権に関する地方裁判所の判決に対する控訴、特許庁が行った審決に対する取消訴訟など、一定の知的財産に関する事件を取り扱います。

高等裁判所における裁判は、原則として3人の裁判官から成る合議体によって審理されます。なお、内乱罪及び公正取引委員会の審決の訴訟等は、5人の裁判官から成る合議体によって審理されることになっています。

法廷で使われる裁判用語

同意・不同意（どうい・ふどうい）

相手方が提出した証拠調べ請求を認める場合を「同意」、認めない場合を「不同意」といいます。原則として、書証は相手方の同意がなければ証拠とすることが出来ません。

乙号証（おつごうしょう）

被告人の供述調書、身上関係書類（戸籍謄本等）、前科調書。

甲号証（こうごうしょう）

乙以外のもの。

員面調書（いんめんちょうしょ）

警察官などの面前でした供述を録取した調書。

検面調書（けんめんちょうしょ）

検察官の面前でした供述を録取した調書。

しかるべく

相手方の申請や希望に異議がない場合に、実務上よく使われる言葉。

却下（きゃっか）

その申請を認めないこと。

主文（しゅぶん）

その裁判に対する最終的な結論のこと。例えば有罪の場合は「被告人を〇〇の刑に処する」となります。

理由（りゆう）

その主文が導き出された根拠などが示されています。

執行猶予（しっこうゆうよ）

刑の言い渡しを受けても、犯情により刑の現実の執行が必ずしも必要でない場合に、一定期間その執行を猶予し、猶予期間を無事経過したときは、刑罰権を消滅させる（刑務所に収監しない）制度。

被害者支援のための一般的制度

被害に遭われた方、または、ご家族の方のために次のような支援制度があります。

1. 刑事裁判における被害者支援

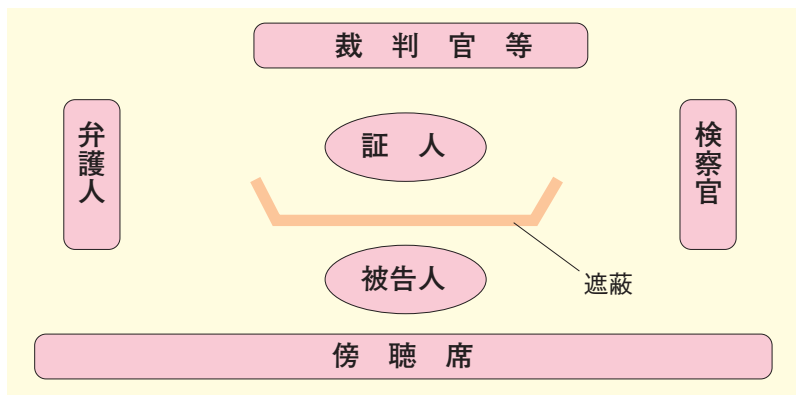
(1) 証人尋問の際の付き添い

- ・法廷で証人として証言する際、家族、カウンセラー、民間団体の支援員がそばに付き添うことができます。
- ・担当の検察官にお申し出ください。
(同席が認められない場合もあります)

(2) 証人尋問の際の遮蔽（しゃへい）

- ・法廷で証人として証言する際、精神的負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間についたてなどの遮蔽を置くことができます。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

【遮蔽例】



- (3) ビデオリンク方式での証人尋問
- ・法廷で証人として証言する際、その精神的負担を軽くするため、別室でモニターを通じて証人尋問を行うことができます。
 - ・担当の検察官にお申し出ください。

※ビデオリンク・遮蔽措置・付き添い、これら全てを併用することも可能です。

(4) 性犯罪の告訴期間の制限撤廃

- ・法改正前は、告訴期間が「犯人を知った日から6カ月」でしたが、現在はその制限がなくなりました。

(5) 被害者等による意見陳述

- ・検察官に申し出ることにより、被害に遭われた方ご本人やご遺族の方などが、被害についての気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

(6) 被害者等の傍聴への配慮

- ・可能な限り優先的に傍聴席の確保ができます。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

(7) 公判継続中の被害者等による公判記録の閲覧・謄写（コピー）

- ・申し出がある場合で、正当な理由による場合、相当と認められない場合を除き閲覧・謄写（コピー）が認められます。
- ・裁判所にお申し出ください。

(8) 民事上の和解を記載した公判調書への執行力の付与

- ・裁判中に被告人側との和解（示談）が成立した場合、その事

を公判調書に記載してもらうことができます。

これにより、和解（示談）で約束された金銭が支払われなかった場合、別に民事裁判を起こさなくても、この公判調書を利用して、強制執行の手続きをとることができます。

2. 被害者参加制度（P12 参照）

3. 損害賠償請求に関し、刑事手続きの成果を利用する制度（P13 参照）

4. 裁判後の段階での被害者支援

(1) 犯人の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報の通知

- ・犯人が刑務所に入った場合は、受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所から釈放される時期や釈放された年月日などについても知っておきたい方がいらっしゃると思います。そこで犯人の受刑中の処遇状況、犯人が刑務所から釈放になる時期または釈放になったことなどの通知を行う制度を設けています。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

(2) 証拠品の返還

- ・検察庁では、被害者の方からお預かりした証拠品については、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者の方にお返しすることとしています。
- 犯人から差し押さえられた窃盗事件や強盗事件の被害品についても、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者の方にお返しします。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

(3) 証拠品の処分への立ち会い

- ・検察庁において、被害者の方のプライバシーを損なうような写真等の証拠品を廃棄処分する場合に、被害者の方が証拠品の処分に立ち会うことを希望されるときは、その日時・場所をお知らせして立ち会うことができるよう配慮することとしています。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

(4) 確定記録の閲覧^{えつらん}

- ・裁判が終了した事件の記録や判決書は検察庁が保管しています。これらについて、閲覧することができます。
- ・担当の検察官にお申し出ください。

※以上について、いばらき被害者支援センターでもできる限りの対応をいたしますので、ご遠慮なく担当者にご連絡ください。

【参考文献】

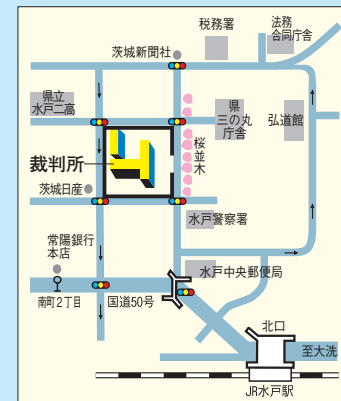
「よくわかる司法のしくみと裁判 改訂版」久保潔・横田弘幸共著 法学書院
「法廷傍聴へ行こう 第二版」井上薫著 法学書院
「ゼロから始める刑事訴訟法入門 第2版」高橋裕次郎監修 三修社
「犯罪被害者の方へ（裁判の流れ）」(社)被害者支援都民センター
「法廷ガイド 裁判を傍聴する方々のために」最高裁判所事務総局
「裁判所ナビ」（パンフレット）最高裁判所事務総局
「裁判員制度」（パンフレット）最高裁判所
「刑事訴訟法講義（第5版）」渡辺咲子著／不磨書房
「犯罪被害者の方々へ」検察庁

MEMO

茨城県内の裁判所

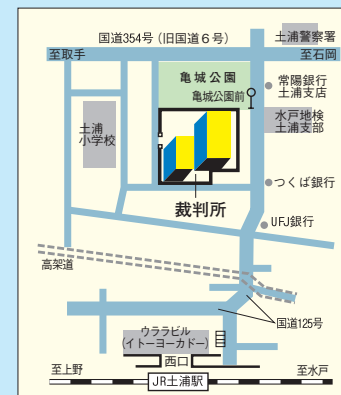
水戸地方裁判所

〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-1-38
 ☎：029-224-0011
 最寄駅／JR 水戸駅北口徒歩約 10 分



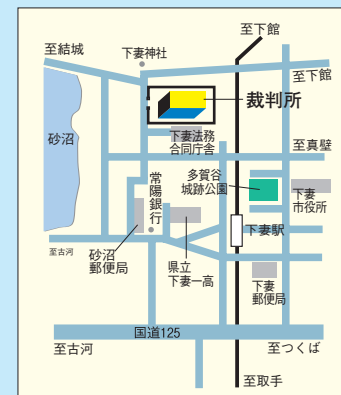
水戸地方裁判所土浦支部

〒300-0043 茨城県土浦市中央 1-13-12
 ☎：029-821-4359
 最寄駅／JR 土浦駅西口徒歩約 15 分



水戸地方裁判所下妻支部

〒304-0067 茨城県下妻市下妻乙 99
 ☎：0296-43-6781 (代)
 最寄駅／関東鉄道常総線下妻駅から徒歩約 15 分



他に日立支部、麻生支部、龍ヶ崎支部があります。

被害者相談窓口

- ・茨城県庁 犯罪被害者相談窓口 029-301-7830
月～金 9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ・水戸地方検察庁「被害者ホットライン」
電話・FAX 029-221-2199
刑事手続きに関するあらゆる相談、各種手続きの説明、手伝い
- ・県弁護士会
水戸相談センター 029-227-1133
受付 月～金 午後1時～午後4時
相談日時 月～金 午後1時～午後4時
土浦相談センター 029-821-0122
受付 月～木 午前9時～予約先着順
相談日時 木のみ 午前10時～12時、
午後1時～午後4時
午後6時～午後8時
下妻相談センター 0296-44-2661
受付 月～金 午前9時～予約先着順
相談日時 月のみ 午後1時30分～午後4時30分
- ・法テラス 0570-079714
受付 平日 9時～21時
土曜日 9時～17時
- ・水戸保護観察所 犯罪被害者相談室 029-227-7072

* 各市町村の市役所、役場にも相談窓口があります。

茨城県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 いばらき被害者支援センター

事務局

〒310-0911 茨城県水戸市見和1-411-16
TEL 029-232-2738 FAX 029-232-3100
ホームページ <http://www.ivac.or.jp>